さいりゅうしかくへんこう 在留資格変更ガイダンス

交業後日本で就職する時には、現在の「留学」という在留資格を就労可能な在留資格に変更すること が必要になります。就職先によって以下の4つのカテゴリーに分類されており、それぞれで必要書類が異な ります。以下の手続き方法に従って申請をしてください。

*大部分の学生は「技術・人文知識・国際業務」という就労可能な在留資格への変更となります。

カテゴリー1	※以下の (1) \sim (8) のいずれかに該当する企業
	(1) 日本の証券取引所に上場している企業
	(2) 保険業を営む相互会社
	(3) 日本又は外国の国・地方公共団体
	(4) 独立行政法人
	(5) 特殊法人
	(6) 特別認可法人
	(7) 国・地方公共団体認可の公益法人
	(8) 一定の公共法人
カテゴリー2	前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表により1,500万円
	以上の納付が証前された団体・個人
カテゴリー3	世がねんぶん。 しょくいか、 きゅうよしょとく げんせんちょうしゅうひょうとう ほうていちょうしょごうけいひょう 前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表が
	でいしゅっ 提出された団体・個人
カテゴリー4	ラネネ 上のいずれにも該当しない団体・個人
4	エックャ・カ ないに ひ成当 レない 凹 件・ 四八

9月に卒業 (修了) し、10月から就職の場合 & 3月に卒業 (修了) し、4月から就職の場合

本人が福岡入国管理局**大分出張所**(転居した場合 – 外国人登録の住所が大分でない場合 – は、その住所の 最寄りの入国管理局)にて在留資格変更許可申請をします。

在留期限内であればいつでも申請できますが、許可がおりるまでには約 1^{r} がf の f

さいりゅうしかくへんこうきょかしんせい ひつよう しょるい **<在留資格変更許可申請に必要な書類>**

① カテゴリー1 に該当する企業の場合

[自分で用意をするもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書 1通 (写真添付-縦4 cm×横3 cm, 3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2) 卒業証明書(卒業式までは卒業見込証明書で先に申請、卒業式後に卒業証明書を提出し 新たな在留資格への変更許可を受ける)
- 3) 旅券および在留カード
- 4) 四季報の写し文は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)

[就職先からもらうもの]

1) 在留資格変更許可申請書中「所属機関等作成用1」「所属機関等作成用2」

② <mark>カテゴリー2</mark>に該当する企業の場合

「自分で用意をするもの」

- 1) 在留資格変更許可申請書 1通 (写真添行-縦4 cm×横3 cm、3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2) 卒業証明書(卒業式までは卒業見込証明書で先に申請、卒業式後に卒業証明書を提出し新た な在留資格への変更許可を受ける)
- 3) 旅券および在留カード

[就職先からもらうもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書中「所属機関等作成用1」「所属機関等作成用2」
- 2) <u>前年分の職員の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表(受付的のあるものの写し、</u><u>艾は</u>電子申告の場合は受信通知書も併せて頂く) 1通

③ カテゴリー3 に該当する企業の場合

[自分で用意をするもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書 1通 (写真添付 縦4 cm×横3 cm、3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2) 卒業証明書(卒業式までは卒業見込証明書で先に申請、卒業式後に卒業証明書を提出し新たな在留資格への変更許可を受ける)
- 3) 旅券および在留カード

「就職先からもらうもの】

- 1) 在留資格変更許可申請書中「所属機関等作成用1」「所属機関等作成用2」
- 2)
 新年分の職員の給与所得の源泉後収。票等の法定調書合計表(受付的のあるものの写し、
 文は
 電子申告の場合は受信通知書も併せて頂く) 1通
- 3) 雇用契約書コピー、辞令のコピー、採用通知書のコピーのうちいずれかで活動の内容、期間、地位および報酬の記載のあるもの 1通

- 4) 商業・法人登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの) 1通
- 5) 事業内容を明らかにする案内書若しくは案内書に準じる文書 1通
- 6) 直近の年度の決算文書の写し 1通

④ <mark>カテゴリー4</mark>に該当する企業の場合

[首分で用意をするもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書 1通 (写真添付-縦4 cmimes横3 cm、3ヶ月以内に撮影したもの)
- 2) 卒業証明書(卒業式までは卒業見込証明書で先に申請し、卒業式後に卒業証明書を提出して かられたな在留資格への変更許可を受ける)
- 3) 旅券および在留カード

[就職先からもらうもの]

- 1) 在留資格変更許可申請書中「所属機関等作成用1」「所属機関等作成用2」
- 2) 前年分の職員の給与所得の源泉後収票等の法定調書合計表を提出できない理由を削らかにす る資料(新規設立の法人の場合は、給与支払事務所等の開設届書の写し) 1通
- 3) 雇用契約書コピー、辞令のコピー、採用通知書のコピーのうちいずれかで活動の内容、期間、地位および報酬の記載のあるもの 1通
- 4) 商業・法人登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの) 1 通
- 5) 事業内容を朝らかにする案内書若しくは案内書に準じる文書 1通
- 6) 直近の年度の決算文書の写し(新規事業の場合には、今後1年間の事業計画書) 1通
- ※福岡入国管理局大分出張所の場合は審査の結果の連絡はありません。卒業証明書と旅券、在留カード、
 - 4,000円分の収入的紙を持参し、変更許可を受けてください。
- ※収入印紙は入国管理局の中、もしくは郵便局で購入できます。

9月に卒業(修了)し、4月から就職の場合

を業(修了)後、一旦帰国する必要があります。

ざいりゅうしかくにんていしょうめいしょこうふしんせい ひつよう しょるい <在留資格認定証明書交付申請に必要な書類>

① カテゴリー1 に該当する企業の場合

「自分で用意し就職先に渡すもの]

- 2) 旅券のコピー (出国「DEPARTED」の押的あるもの)
- 3) 顏写真 (縱4 cm×横3 cm)

[就職先で用意するもの]

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 2) 四季報の写し文は日本の証券取引所に上場していることを証明する文書(写し)
- 3) 392円切手(簡易書留用)を貼付した返信用封筒

② <mark>カテゴリー2</mark>に該当する企業の場合

「自分で用意し就職先に渡すもの

1) 卒業証明書

- 2) 旅券のコピー (出国「DEPARTED」の押的あるもの)

「就職先で用意するもの」

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 3) 392円切手 (簡易書留用) を貼付した返信用封筒

③ カテゴリー3 に該当する企業の場合

[首分で用意し就職先に渡すもの]

- 1) 卒業証明書
- 2) 旅券のコピー (出国「DEPARTED」の押前あるもの)
- 3) 額写真 (縦4cm×横3cm)

[就職先で用意するもの]

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 2) 前年分の職員の給与所得の源泉後収票等の法定調書合計表 (受付的のあるものの写し、 **
 文は電子申告の場合は受信通知書) 1通
- 3) 雇用契約書コピー、辞令のコピー、採用通知書のコピーのうちいずれかで活動の内容、 期間、地位および報酬の記載のあるもの 1 通
- 4) <u>商業・法人登記簿謄本(発行後3ヶ月以内のもの) 1通</u>
- 5) $\frac{1}{2}$ 事業内容を削らかにする案内書若しくは案内書に準じる文書 1 通
- 6) 直近の年度の決算文書の写し(新規事業の場合には、今後1年間の事業計画書) 1通
- 7) 392円切手(簡易書留用)を貼付した返信用封筒

④ <mark>カテゴリー4</mark>に該当する企業の場合

[自分で用意し就職先に渡すもの]

- 1) 卒業証明書
- 2) 旅券のコピー (出国「DEPARTED」の押削あるもの)

[就職先で用意するもの]

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 2) <u>前年分の職員の給与所得の源泉後収票等の法定調書合計表を提出できない理由を開らか</u> にする資料(新規設立の法人の場合は、給与支払事務所等の開設届書の写し) 1通
- 3) 雇用契約書コピー、辞令のコピー、採用通知書のコピーのうちいずれかで活動の内容、 期間、地位および報酬の記載のあるもの 1通
- 4) 商業・法人登記簿謄本 (発行後3ヶ月以内のもの) 1 通
- 5) 事業内容を明らかにする案内書若しくは案内書に準じる文書 1 通
- 6) 直近の年度の決算文書の写し(新規事業の場合には、今後1年間の事業計画書) 1通
- 7) 392円切手 (簡易書留用) を貼付した返信用封筒
- ※手続きの手数料は不要です。

がつ そつぎょう しゅうりょう がつ しゅうしょく がくせい 9月に卒業 (修了) し 4月から 就職 する学生で、 ないていしきまえ ざいりゅうき げん き ばあい 内定式前に在留期限が切れる場合

手続きについては、下記を参照してください。

たんきたいざい へんこうきょかしんせい ひつよう しょるい **<短期滞在ビザ変更許可申請に必要な書類>**

- (1) 在留資格変更許可申請書 1通
- ② 旅券および在留カード
- ③ 航空券
- 4) そつぎょうしょうめいしょ本業証明書
- ⑤ 経費支弁能力を示す書類

短期滞在ビザの申請理由は、「內定式的蓆のため」にし、在留期間は3ヶ月以内で內定式の旨程をカバーする期間にしてください。また、內定式の繁竹状の提出を兼められるのですので添付してください。問題なければ、申請後約1週間程度で変量許可されます。手数料は4,000円になります。

— Q&A —

1. どこで申請できますか?

転割した (外国人登録の住所が大分でない) 場合は、その住所の最寄りの人国管理局にて申請してください。

2. どのような手続きが必要ですか?

- →法務省ホームページをご覧下さい。
- 在留資格変更申請について・・・ http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2.html
- 在留資格認定証明書交付について・・・ http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1.html
- 3. 在留資格変更申請書/在留資格認定証明書交付申請書はどこで手に入りますか?
 - → キャリア・オフィス・入国管理局の窓口、もしくは下記の法務省ホームページからダウンロードすることができます。
 - 在留資格変更申請書: http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-2-1.html

 ※リンク先の「8【研究】・【技術・人文知識・国際業務】・【技能】・【特定活動(研究活動等)】」の様式を選択
 - 在留資格認定証明書交付申請書: http://www.moj.go.jp/ONLINE/IMMIGRATION/16-1-1.html

 ※リンク先の 「7【研究】・【技術・人文知識・国際業務】・【技能】・【特定活動(研究活動等)】」の様式を選択

4. 申請はいつからできますか?

 \rightarrow 入社の約2ヶ月前からできます。(9月卒業の場合は8月に入ってから申請できます。)

5. 申請中に在留期限が切れるのですが?

→ 在留期限中に申請・受付が済んでいれば問題ありません。

6. 申請している間に自国に帰ることはできますか?

→ 現在の花噌期限的に戻ってくるなら可能です。また、受け取りの際に必要ですので、一時帰国の場合は在留カードは<u>返さないで</u>下さい。

7. 申請中、帰国しパスポートの切り替えをするのですが大丈夫でしょうか?

→ 許可の受け取りの際には単講時のパスポート(苦いパスポート)も新しいものと一緒に持参してください。苦いパスポートが手売に残らない国の芳は、その皆を書いた文置と、苦いパスポートのコピーを持って受け取りに行ってください。

【注意事項】

毎年、登業より「内定学生と進絡が取れなくて困っている」という問い合わせがキャリア・オフィスに寄せられます。内定後から大社前に旅行や帰国の予定があるのであれば、その間の進絡手段を確保し、必ず登業へ 伝えておいてください。もし進絡が取れない期間があれば、その皆も**②すを業へ進絡してください。